

事 務 連 絡
平成30年8月20日

専 務 理 事 各 位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
業 務 部

低公害車普及促進対策費補助金（事業Ⅱ・事業Ⅲ）の
交付予定枠申込みの開始・取扱いについて

標記の補助金については、平成30年4月3日付け全タク連発第2号においてご通知したところですが、今般、国土交通省より別添1のとおり通知がありましたので、了知されるとともに傘下会員に対し周知をお願いいたします。

タクシー事業に関しては、事業Ⅱにおいて、電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー及び充電設備が対象とされており、申請にあたって必要となる交付予定枠の申し込み期間は、平成30年9月3日から同月28日までとされております。

制度の内容、申請様式等については、下記の国土交通省ホームページに掲載されていますので、ご参照下さい。なお、充電設備の導入補助申請については、スムーズな審査のため、別添2「充電設備設置工事に係る補助金算出シート」を活用するよう同省自動車局環境政策課から指導されておりますので、留意願います。

記

（参考）国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000003.html